

千赤企第 189 号
令和4年3月24日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田中 宏和 様

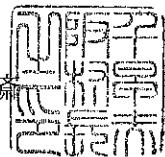
河内地域協議会

議長 鳥井 一雄 様

南河内地区協議会

議長 畠山 利次 様

千早赤阪村長 南本 喜



2022（令和4）年度 政策・制度予算に対する要請について（回答）

2021年10月5日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答します。

【問い合わせ】

千早赤阪村企画課

TEL 0721-72-0081 (内線 242)

FAX 0721-72-1880

E-mail kikaku@vill.chihayaakasaka.lg.jp

2022（令和4）年度 政策・制度予算要請に対する回答〔（★）重点項目〕

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策〔7項目〕

（1）就労支援施策の強化について

＜継続＞

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を開設するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

【回答】

就職氷河期世代に限った支援策は行っていませんが、今後も引き続き、就労支援のための実態やニーズの把握に努めます。

＜継続＞

②地域就労支援事業の強化について

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化させること。

【回答】

本村では雇用促進広域連携協議会において様々な就労支援に取り組んでおり、コロナ禍における労働環境や働き方に関するセミナー、求人求職情報フェアを行い、効果的に支援しています。また、「南河内地域労働ネットワーク」に参画し、多方面の構成団体と連携した各種事業に取り組んでおり、引き続き、同ネットワークと就労支援に取り組みます。

＜継続＞

③障がい者雇用の支援強化について

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。また、製造業など業務内容により、障がい者を雇用し難い中小企業も多くある。奨励金として支援を実施している市町村もあるが、安心・安全な職場環境・受入準備のためのさらなる支援を実施すること。

【回答】

障がい者雇用の推進について、大阪府や南河内南障害者就業・生活支援センター及びハローワーク等と連携し、障がい者が意欲と能力を発揮し、安心して就労できるよう包括的に取り組んでいます。

また、障がい者の就労に伴って生じる生活面での課題を解決し、長く働き続けられるよう支援に努め、近隣自治体、大阪総合労働事務所、商工会と連携し、雇用促進広域連携協議会として障がい者への就職セミナーや雇用に関する相談会を開催する等、合理的配慮に関する相談体制を充実させます。

<継続>

(2)男女共同参画社会の推進に向けて

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市町村庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、村民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

【回答】

本村では、女性がその個性と能力が十分に発揮できるよう、「千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」としても位置付けた「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」（平成28年～令和7年）を策定し、大阪府が策定した「おおさか男女共同参画プラン」とあわせて住民周知に努めています。

「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」では、就業に関する相談や情報提供の充実を図るとともに、雇用に関する法律や就労環境の整備に向けて企業・事業所への働きかけを行う等、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を掲げています。次期計画策定時には、現計画の評価と課題の整理を行い、村の将来像と施策の方向性を示し、女性の職業生活における活躍の推進に向け各種の施策を計画します。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあります。支援体制を充実・強化すること。

【回答】

「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」については、ホームページや広報紙等の広報媒体を活用し、広く周知・啓発を行います。

また、雇用促進広域連携協議会で開催している中小企業向けセミナーにおいても当該労働法制等について周知を図ります。

<新規>

②事業場のメンタルヘルス対策について

厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従って「心の健康づくり計画」の策定が義務付けられていることから、企業に対してのメンタルヘルス対策を推進、啓発していくこと。また、各市町村においてもメンタルヘルス対策を推進していくこと。

【回答】

雇用促進広域連携協議会が開催している中小企業向けセミナーにおいて、メンタルヘルスに関する啓発講座を実施するなど、メンタルヘルスケアに取り組むよう推進しています。

また、村職員のメンタルヘルス対策については、毎年ストレスチェックを行い、その結果に応じて産業医と面談を行うなど、相談しやすい体制づくりに努めています。

<継続>

③外国人労働者が安心して働くための環境整備について

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施するNPO・NGOなどと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

【回答】

外国人労働者の雇用については法的ルール等の細かな知識が必要となるため、本村だけではなく、大阪府や近隣市町、関係団体等と連携しながら外国人雇用に対応した環境整備に努めます。

<継続>

(4)治療と職業生活の両立に向けて

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者の配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く町民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

【回答】

雇用促進広域連携協議会において、ハローワークや商工会等と連携しながら、必要に応じて基礎疾患を抱えている労働者の健康を守り、安心して働く環境を整えられるよう、啓発・周知に取り組みます。

2. 経済・産業・中小企業施策【8項目】

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとと

もに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

【回答】

ものづくり産業の育成強化に関しては、必要に応じて関係機関と連携し、ホームページや広報紙等の広報媒体を活用して、情報提供・周知に努めます。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中高生からものづくりに関心が持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

【回答】

若者の技能五輪等への挑戦支援に関しては、必要に応じて関係機関と連携し、ホームページや広報紙等の広報媒体を活用して、情報提供・周知に努めます。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

【回答】

本村独自の融資制度は行っていませんが、大阪府や日本政策金融公庫、民間銀行等の融資・補助制度については、引き続き最新情報を提供できるように、ホームページや広報紙等の広報媒体を活用して、情報提供・周知に努めます。

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

【回答】

村内中小企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援するため、令和2年度に富田林商工会と共同で「事業継続力強化支援計画」を策定しました。

今後も、ホームページや広報紙等の広報媒体を活用して、村内事業者に対し策定割合の

向上に向けた情報提供・周知に努めます。

<継続>

(2) 取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

【回答】

本村では小規模事業者が多く、事業者が自らを守るために法律やガイドラインをよく理解しておく必要があるため、関係機関と連携し事業者に向けた各種情報の周知に努めます。

<継続>

(3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について 【総合評価制度未導入市町村】

公契約において、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答】

「総合評価入札制度」については、工事目的物の品質の確保・向上、企業の育成・技術力の向上、不適格業者の排除、ダンピングの防止等のメリットはあるが、手続きが煩雑であることによる所要時間（期間）の増加、事務的負担の増加、評価に伴い専門的な知識のある技術者等の人材確保が困難である等、村の規模から考えるとデメリットが大きいため、現段階では導入を考えていません。また、公契約条例についても、引き続き近隣市町の動向を踏まえ、検討したいと考えています。

<継続>

(4) 「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けて 【条例未制定市町村】

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けた環境整備を進めるとともに、条例において地域における労働団体の役割・責任を明確にすること。

【回答】

本村では中小企業振興施策が少ない状況にあることから、まずは村内中小企業のニーズ把握や支援の方法等について検討し、引き続き近隣市町の動向を踏まえ、検討したいと考えています。

<継続>

(5) 地域活性化に向けたふるさと納税の活用について

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役

割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、使途の分野についても、各市町村の地域活性化に資する運用となるよう適切な制度活用を促進すること。

【回答】

ふるさと納税のPRおよび寄附額の増加をめざし、令和3年度、ポータルサイトを追加しました。また、使途の分野については、「都市基盤の形成及び地域の振興に関する事業」「保健及び福祉の充実に関する事業」「教育及び文化の振興に関する事業」「その他」の4事業を選択できるようにしています。

寄附者の思いの詰まったふるさと応援寄附金を活用し、地域活性化をはじめ、行政サービスの向上に努めます。

③ 福祉・医療・子育て支援施策 【14項目】

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量とともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画2021」の推進へ向け広く村民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答】

地域包括ケアシステムは、村地域包括支援センターが中心になり、重度化予防や医療介護の連携による医療介護マップの作成等システム構築を進めています。本村では、新たな事業所の参入等を見込むことは難しい状況ですが、既存事業所や村社会福祉協議会との連携を密にし、円滑に制度を推進できるよう努めます。また、毎年度開催している地域ケア会議を活用して情報の共有を図るとともに、機会をとらえて積極的に情報を発信していくよう努めます。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

村民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け市町村としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージスマイル”」等を町民により広くPRする取り組みを行うこと。

【回答】

本村のがん検診は、厚生労働省による「有効性評価に基づくがん検診ガイドライン」に基づく対策型検診として、ガイドライン（対象年齢や検診間隔）を遵守しています。

また、村内公共施設・関係機関等へのポスター掲示や各種健（検）診等でちらし配布を行い、AYA世代を含め広く周知を行っています。

「第3期大阪府がん対策推進計画」に基づく村の取組みとしては、がんの一次予防対策

としてたばこ対策や知識の普及、がん検診によるがんの早期発見のため受診率の向上、精度管理の充実を行っています。進捗状況については、大阪府への報告等を行い、検証しています。

大阪府の「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージ『スマイル』」等は、広報紙での周知や役場窓口に端末機械を設置する等して、住民に広くPRしています。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と待遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、待遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

【回答】

村立国民健康保険診療所・千早診療所については、指定管理者制度で運営しています。指定管理者とともに勤務者の労働環境にも留意し、医療の安全確保、人材確保に努めます。緊急事態を想定した医療人材の確保等については、国・都道府県が制度として構築すべき課題と考えます。

<継続>

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

【回答】

医師の偏在解消については、大阪府において医師確保計画が策定されています。また、高度な医療機器については、医療機関間の共同利用の促進を図るために、南河内保健医療協議会では医療機器新規購入の際に、共同利用の意向調査を行っています。

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

① 介護労働者の待遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向けて見守りシステムなどのIT導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

【回答】

令和3年度は「南河内介護人材確保連絡会議」内で他市町と協力し、推進しています。また同会議内で大阪府や大阪府社会福祉協議会、大阪府施設老人部会などからの助言を受け、事業拡大を図ります。

また、キャリアアップの仕組みへの整備を支援することについては、国が制度として構築するべき課題であると考えます。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報等に取り組むこと。

【回答】

村地域包括支援センター職員が地域の喫茶等に出向き、認識されるように周知活動に努めています。また、広報紙やホームページで高齢者の総合窓口であることも周知に努めています。他に、毎年地域包括支援センター運営協議会を開催しており、地域のニーズの把握・周知に活用しています。

令和4年度からは重層的支援として、各分野における複雑化したニーズに対してあらゆる支援を行えるよう、地域とのつながりや関係性づくりを行い、不安に寄り添った相談体制の実施に向けた準備を行う予定です。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めるこ。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

【回答】

令和2年度より公私連携による幼保連携型認定こども園を開園し、幼児教育・保育の充実を図っており、現在、待機児童に関しては発生していません。また、障がいのある児童の受入等についても、こども園と連携を図り保育の質の向上に努めます。

<継続>

②保育士等の確保と待遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ待遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

【回答】

待遇改善等加算については既に実施しています。また、令和2年度より民間保育事業者と村立学校及び行政との意見交換ができる協議会を設置し、保育の質の向上や学校園の連携を図っています。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答】

病児・病後児保育、夜間保育、休日保育事業は行っていませんが、今後も引き続きニーズの把握に努めます。また、フリー保育士や看護師等の配置に必要な経費の一部を補助しています。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回答】

企業主導型保育施設の設置はありません。

<継続>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け市（町村）における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、

「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

【回答】

児童及び困窮家庭に関する相談窓口は一本化しており、家庭児童相談員、社会福祉士及び、スクールソーシャルワーカーの専門職を配置し、必要な支援が確実に対応できる体制を整備しています。

また、子ども食堂の設置はありませんが、村内の施設にて大阪府社会福祉協議会と本村の家庭児童相談員による学習支援教室を運営する等、学習面を含めた子どもの居場所づくりの確保に努めています。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、村民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答】

家庭児童相談員、社会福祉士及び、スクールソーシャルワーカーの専門職を配置し、定期的な学校施設等の訪問により子どもの様子の変化や小さなSOSの把握に努めています。

また、各相談業務を行う職員の専門性を高める研修や対応力向上のために学校等と共同で研修を行っています。

住民に対しては、児童虐待防止について、啓発物品を作成し、小中学校の児童・生徒及び住民が参加する場を利用して啓発活動を行うとともに、11月の児童虐待防止月間には、福祉課職員全員がオレンジ色のジャンパーを着用し、オレンジリボン運動の啓発活動を行っています。

さらに、村の子育て拠点の整備として、村立保健センター内に「地域子育て支援拠点」、「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、関係機関同士の綿密な連携のもと、切れ目のない効果的な支援を行えるよう努めています。

<新規>

⑦児童虐待の早期発見と児童の保護について

児童虐待とDV(ドメスティックバイオレンス)の問題は密接にかかわっていると考える。コロナ禍でDV問題がより深刻化されている中、市町村において、より充実した相談体制の確立とDVを担当する部署と児童虐待を担当する部署の密接な協力・情報の共有を行うこと。また、「子育て短期支援事業」において、市町村が児童を里親等に直接委託し、必要な保護を行うことができるようになっている。現在、児童保護施設がひっ迫状態にある中、他の受け皿である里親数も足りていない状況である。市町村は児童相談所に依存することなく、受け皿確保のための必要な取り組みを早期に実施すること。

【回答】

家庭児童相談員、社会福祉士及び、スクールソーシャルワーカーの専門職を配置し、DV担当課と密接な連携及び情報共有を図り児童虐待とDVの早期発見と保護する体制を整備しています。

「子育て短期支援事業」については、現在3施設（内1施設は里親制度の新たな構築を行っている施設）と契約を結んでおり、緊急的な児童の保護に関して迅速な対応ができる体制を整備しています。

<継続>

⑧小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

【回答】

本村・富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町の3市2町1村で、南河内南部小児急病診療事業を実施し、休日・夜間の救急医療体制の整備に努めています。

<新規>

(6)自殺念慮者に対する相談体制の強化について

新型コロナウイルス感染症が広がったこの一年半で自殺者が増加している。また、失業率と自殺者数は相関関係にあるとされ、コロナ禍の終息が見えない現状においては、さらに増加が懸念される。相談員の増員や研修制度の充実に加え、SNSなどによる相談しやすい体制を早期に確立し、自殺者撲滅に向けた相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

【回答】

本村では、住民一人ひとりがかけがえのない「いのち」を大切にし、誰も自殺に追い込まれることのない村を実現するために、平成31年3月に「いのちを支える千早赤阪村自殺対策計画」を策定しました。

基本施策として、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、児童生徒に対する命を大切にする教

育を掲げ、行政と地域・関係機関が連携して自殺対策に取り組んでいます。

④ 教育・人権・行財政改革施策【8項目】

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と充実について(★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を早期に配置すること。

【回答】

小学校、中学校とも、生徒数が全学年35人以下の単学級（1クラス）となっています。
教員には、教育の質的向上のため、研修会等を引き続き行います。

教職員の労働時間については、平成30年度から、「タイムカードの導入」、令和2年度から、「校務システムの導入」、令和3年度からは、「夏季休業期間中の学校閉庁日を設置」し、業務運用を見直しながら、勤務時間の把握に、時間外勤務時間の削減、働き方改革の推進を図っています。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について(★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市町村独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

【回答】

奨学金諸制度については、独自の制度創設は検討していません。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことからも、あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的な施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

【回答】

インターネットによる情報化社会の広がりにより便利になる一方で、差別的な内容の書き込み、特定の民族や国籍の人々を排除するヘイトスピーチ、個人への誹謗中傷等が多発

しており、このような行為は紛れもない人権侵害であり決して許されるものではありません。今後も、大阪府や町村長会などの関係機関と連携し、国に対する実効性のある法整備を要望するとともに、住民が加害者・被害者にならないよう、様々な情報に惑わされることなく、正しく読み解く能力を高めることができるよう、教育・啓発に努めます。

＜継続＞

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて【パートナーシップ条例未設置】

L G B T 等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、S O G I (性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、こうした理解を深めるために、行政・村民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、各市町村においても条例設置をめざすこと。

【回答】

本村では、現在策定中の「第2次人権行政基本方針及び推進プラン」において、性的マイノリティに対する人権侵害が解決できるよう、各種の関係機関と連携した相談・支援体制の充実と、差別や偏見がなく性的指向や性自認の多様性への理解が推進される内容を掲げます。条例の制定については、大阪府や近隣市町と情報共有し調査・研究に努めます。

＜継続＞

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例(2021年策定)」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について村民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答】

本村では、公正採用選考システムの確立をはじめとする、就職の機会均等や人権尊重の職場環境の醸成を進めるため、近隣3町村による企業人権協議会を発足し、研修・啓発活動に取り組んできました。今後も大阪企業人権協議会をはじめとする関係機関と協力し就職差別の撤廃に取り組みます。また、部落差別解消法の施行を幅広く住民に周知し、差別のない社会の実現に向けた教育・啓発・相談体制の充実に努めます。

＜新規＞

(4)財政状況の健全化について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、各市町村の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症対策の強化や感染拡大防止措置等においては、その大半が国や大阪府の補助金によって財源措置されており、財政状況に与える影響は限定的であるため特段の説明を要するとは考えていませんが、村の財政状況については例年広報紙やホームページで公表しており、住民への周知に努めているところです。また、大阪府に対しては、適宜必要な財政支援を求めます。

<新規>

(5) 行政におけるデジタル化の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティーネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、収集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

【回答】

住民の利便性の向上を図るために、国のぴったりサービス等を活用した行政手続きのオンライン化を推進します。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り会議体はオンラインできるよう努めます。

<継続>

(6) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答】

他自治体の事例を参考に、投票率の向上につながるよう投票所の設置場所や投票時間の変更の検討を進めます。また、村内で行っているワゴン車を用いた移動期日前投票を継続し、投票者の利便性の向上に努めます。さらに、記号式による投票や、不在者投票における手続きの方法についても他自治体の事例等を参考に、調査・研究を進めます。

⑤ 環境・食料・消費者施策【6項目】

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、村民に対し「食べ残しそれぞれ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持

ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

【回答】

大阪府と連携し、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」について、食品関連事業者に対し周知に努めます。また、住民に対し必要量に応じた食品を購入し、食品を無駄にしないよう「食品ロス」の削減の重要性について理解を深めるための啓発活動に取り組むとともに、「大阪府食品ロス削減推進計画」、「3010運動」の周知に努めます。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答】

本村には、スーパーやコンビニなどの食品関連事業者や、フードバンク・子ども食堂などを行なう組織も無く、具体的な支援の実施は難しいと考えています。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】

近隣自治体との広域連携で富田林市消費生活センターを設置し、消費者からの相談に対応しています。消費者からの相談は年々増加傾向で、内容も複雑かつ悪質なものとなりつつあるため、それらに対する相談窓口での留意事項の周知や消費啓発講座の開催等を引き続き行います。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乘じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

【回答】

大阪府や富田林警察署と連携し、被害防止広報チラシの配布や、村防犯委員会が組織す

る青色防犯パトロール隊による特殊詐欺に対する啓発活動、防災行政無線による即応した特殊詐欺事象の注意喚起等、特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

＜新規＞

(5) 「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した 2030 年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、村民・事業者への周知を行うこと。また、グリーン成長戦略で実行計画が策定されている 14 分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

【回答】

ESCO事業を導入し、公共施設の照明設備と空調設備の省電力化や太陽光発電を行うことで、運営コストの削減とともに CO₂削減に取り組んでいます。今後も CO₂削減に向け、新たな取り組みについて検討を進めるとともに、大阪府等の関係機関と連携し、村民に対しカーボンニュートラルの周知啓発に努めます。また、国が示したグリーン成長戦略に対して、村がどのような支援施策を行えるか大阪府と情報共有し、近隣市町の状況も含め調査・研究を進めます。

＜新規＞

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

【回答】

再生可能エネルギーの導入促進に関する補助金や、スマートグリッドの構築支援等については、今後、近隣市町の状況も含め調査・研究を進めます。

⑥ 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策【9 項目】

＜継続＞

(1) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険カ所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険カ所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

【回答】

通学路の危険箇所総点検を実施し、道路管理者と危険箇所の道路に減速等の注意喚起等の標記について協議しています。

村内唯一の保育事業者においては、保育施設周辺の道路に、速度注意標記をする等、運転手に注意の呼び掛けを行い、施設の進入路には誘導員を配置することにより、送迎車の事故の防止に努めています。

<継続>

(2) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、村民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・設備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

【回答】

本村では防災・減災対策として、住民による自主防災組織が必要不可欠であり、組織の立ち上げや、設立されている自主防災組織については研修会への参加啓発や地域での防災訓練を促進し、より効果的な組織運営ができるよう努めています。

また、令和3年度には、洪水浸水想定区域・土砂災害想定区域を掲載したハザードマップの更新を行い、近年多発する大規模災害時の迅速な情報提供と避難行動要支援者の支援体制について、関係機関と連携を図りながら、より効果的な対策に努めています。

さらに、コロナ禍における感染拡大期、安定期及び終息期のそれぞれの状況に応じた防災計画の策定に努めます。

<継続>

(3) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

【回答】

本村は限られた職員数であるため、災害時における職員の初期初動対応能力向上を目的

に、職員研修で緊急時の連絡訓練や、避難所開設訓練に取り組んでいます。

また、災害時における対応が迅速に行える体制づくりに努め、災害時に連携が図れるよう近隣市町及び関係団体との情報共有に努めます。

＜継続＞

(4)集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）

＜継続＞

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答】

風水害対策として、大阪府等関係機関との連携に努め、土砂災害特別警戒区域内家屋の移転・補強における助成制度を周知徹底し、住民自らが行う移転及び補強対策に対し助成を行うなど、災害防止対策に取り組みます。

また、大規模な災害を未然に防ぐためにも、健全な森林の維持が必要なことから、間伐搬出や搬出が困難な条件不利地域での間伐に対する補助制度を設け、維持・管理を促進しています。

＜継続＞

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、町民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては町民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答】

大阪府の災害モード宣言、気象庁が発令する警報等の情報収集を行い、住民に周知を図ります。また、避難所開設時にはコロナ対策を行った対応を行います。

＜新規＞

(5)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

【回答】

本村には鉄道関連施設はありませんが、必要に応じて早期復旧にむけて事業者や地権者といった関係主体との連携を図ります。

<継続>

(6)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナー・モラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回答】

本村には鉄道関連施設はありませんが、地域の実情をふまえ、必要に応じて検討します。

<継続>

(7)交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができる、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

【回答】

誰もが利用できる交通体系を構築するため、平成27年度から実施している実証実験及びアンケート調査等の結果を踏まえ、公共交通利用のきっかけづくりとして、まずは高齢者や障がい者、妊産婦等の移動の困難な方を対象にタクシーやバスの利用料助成を現在実施しています。

<継続>

(8)持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答】

本村の水道事業は大阪水道企業団に統合されています。

7 新型コロナウイルス感染症対策関連施策【13項目】

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について(★)

<継続>

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

【回答】

医療提供体制については、大阪府において整備を行うものと考えます。

<継続>

② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする充分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

【回答】

陽性者の療養については、大阪府において必要な整備を行うものと考えます。

<継続>

③ PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

【回答】

現在、大阪府が、感染状況を踏まえながら、医療機関や保健所のひつ迫が起こらないように、対象や実施方法を変更しながら診療・検査体制の整備を行っています。

<新規>

④ 感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っている。さら

に、公共交通機関（電車・バス・タクシー）は抗ウイルス・抗菌施工等を実施している。このような感染防止対策に係わる費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

【回答】

個人事業主や中小企業などに対して、新型コロナウイルス感染症に関する感染対策や感染者・濃厚接触の可能性がある従業員が発生した場合などについて、ホームページで周知しているとともに、状況に応じて感染防止対策に係る費用の助成や、中小企業などに対する相談窓口の設置など、体制整備の強化に努めます。

<新規>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を發揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、村民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

【回答】

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う、村新型コロナウイルス対策本部で決定した対策を、ホームページや防災行政無線などで情報発信することにより、住民に対して意識と行動変容を促し、感染拡大の防止を図っています。

<新規>

⑥ワクチン接種体制の強化について①

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と村民に対する正確な情報提供を行うこと。

【回答】

大阪府には、ワクチン接種が計画的に実施できるよう随時要望しています。

また、副反応情報などについては、接種券送付時にちらしを同封するなどして、周知に努めています。

<新規>

⑦ワクチン接種体制の強化について②

ワクチンの異物混入及び保管状態により接種できないといったケースや3・4回接種した人もいるとのことだが、ワクチンの受入れ及び保管体制や、接種管理状況について各市町村の防止対策はどうなっているのか。また、ワクチン接種が重症化リスクの低減に効果が認められていることから、国は今後出現しうる変異株への懸念などを考慮して「ブースター接種」を了承し、まず、医療従事者や高齢者に接種を開始するとしている。各市町村は「ブースター接種」に対する考え方及び対応をどう考えているのか。

【回答】

ワクチン保管の冷凍庫・冷蔵庫の温度確認は定期的に実施し、常時、温度ロガーで庫内の温度記録及び確認を行っています。また、停電時への対応として非常用バッテリーへの

接続・保冷材の冷凍などの対策や、停電時の対応手順の作成を行っています。

接種については、間違い接種が起こらないよう、医師会に対して接種マニュアルの順守を依頼しています。

追加（3回目）接種により抗体価の上昇が認められることから、速やかな接種を計画的に実施する予定です。

＜新規＞

⑧保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所（保健センター）に求められる役割は多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うように大阪府に求めること。

【回答】

感染が拡大している新型コロナウイルス感染症への対策は、健康危機管理上重大な課題であり、住民の健康・生命を守るために、対策の最前線である保健所機能の維持が大切です。

職員の増員、予算措置などについては、大阪府に要望していきます。

＜継続＞

⑨感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言やSNSを利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く村民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く村民に対する啓発活動を行うこと。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーや、感染者とその家族などに対する偏見、誹謗中傷、いじめなどが社会的な問題になっており、本村では、ホームページや広報紙でコロナ差別の解消に向けた啓発を行うとともに、「STOPコロナ差別」啓発物品を全戸配布し周知しています。今後もワクチン未接種者に対する不利益な扱いを含めた、コロナ差別の解消の啓発に取り組みます。

(2)新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について（★）

＜新規＞

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかつた労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナ

ウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

【回答】

本村独自の助成制度は行っていませんが、国や大阪府の助成制度において、継続して支援されるように、大阪府などに働きかけるよう努めます。また、国や大阪府の制度に関しては、ホームページで掲載しており、引き続き最新情報を提供できるように広報・周知に努めます。

<新規>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

【回答】

本村独自の助成制度は行っていませんが、国や大阪府の助成制度において、迅速に支給されるように、大阪府などに働きかけるよう努めます。また、国や大阪府の制度に関しては、ホームページで掲載しており、引き続き最新情報を提供できるように広報・周知に努めます。

<新規>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることのないように手続きを簡素化すること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまな理由で日常生活に支障が出ている方に対し、大阪府及び大阪府社会福祉協議会、村社会福祉協議会等の関係機関との情報共有を行い、連携を密にして支援体制を確保します。

また、住居確保給付金の12か月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を大阪府及び大阪府社会福祉協議会、村社会福祉協議会等と連携をしながら、国に対して求めていきます。

制度の周知に関して、チラシ等を活用し窓口に設置し円滑に制度を推進できるよう努めます。

<新規>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことからも、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

【回答】

本村独自の事業所支援策として、令和3年度にキャッシュレス決済によるポイント還元キャンペーンを実施し、村内事業所の売上増加に寄与できるよう取り組んでいます。

また、国や大阪府などに対し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているさまざまな企業に対する新たな支援制度等を構築するよう、働きかけます。